

桑名都市計画地区計画の変更(桑名市決定)

都市計画 城南地区 地区計画を次のように決定する。

名 称		城南地区 地区計画				
位 置		桑名市大字福岡町 地内				
面 積		約5.7ha				
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、伊勢湾岸自動車道の湾岸桑名インターチェンジに近接し、国道1号、国道23号、国道258号などの広域アクセスが充実した利便性の高い地区であるため、周辺の農地や既存の産業施設と調和した基盤整備により、交通利便性を活かした良好な産業拠点の形成を図る。				
	土地利用の方針	地区計画の目標を実現するため、周辺環境に配慮して必要な地区施設や緩衝緑地帯の整備を行い、あわせて、その土地利用を阻害する恐れのある建築物の立地制限を行うことで、良好な工業用地としての土地利用を図る。				
	地区施設の整備方針	周辺環境との調和、合理的な土地利用を図るため、既存の産業施設が集積する区域東側に1号道路を整備し、地区内に3%以上の緑地を設ける。				
	建築物等の整備の方針	建築物の用途や容積率及び建蔽率の最高限度、壁面後退の制限を行い、周辺環境と調和したゆとりのある工業用地が形成されるよう誘導する。 また、水害リスクを軽減するため、建築物等において浸水対策に努めるものとする。				
地区整備	配置及び規模の地区施設の	道 路	道 路 名	幅 員	延 長	備 考
			1 号 道 路	9.0m	約350m	
整 備	関 連 建 築 物 事 項 に	緑 地	緑 地 名	面 積	備 考	
			緑 地	約0.3ha		
計 画	関 連 建 築 物 事 項 に	建築物等の用途の制限	建築基準法に定める工業専用地域において建築してはならない建築物は、建築してはならない。			
		建築物の容積率の最高制限	200%			
		建築物の建蔽率の最高制限	60%			
		壁面位置の制限	外壁面もしくはこれにかわる柱面を敷地境界線より3m以上後退させること。			
備 考						

※「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」